

適正な施工確保のための技術者制度検討会 とりまとめ 参考資料

適正な施工確保のための技術者制度検討会(概要)

「適正な施工確保のための技術者制度検討会」(平成26年9月に設置)

委員 (五十音順、敬称略 ◎:座長)

- 当初は、「技術者の効率的活用の推進」「優秀な技術者の確保」「技術力の維持・向上」を図るための方策を検討することを主眼に議論を行った。
- その後、基礎ぐい工事問題を踏まえ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会での議論と並行して、当面の技術者制度の見直しについて議論を進めてきたところ。
- 平成28年6月にまとめられた基本問題小委員会の中間とりまとめを受け、10月には建設産業政策会議が設置され、以降はこれと並行し、10年後の建設産業のあり方を見据えた議論を行った。

秋山 哲一	東洋大学理工学部建築学科教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
遠藤 和義	工学院大学工学部教授
大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
◎小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
木下 誠也	日本大学危機管理学部土木工学科教授

第1回(平成26年9月)～第7回(平成27年9月)

業界団体
ヒアリング
(技術者配置
の実態等)

「技術者の効率的活用の推進」
「優秀な技術者の確保」
「技術力の維持・向上」
を主眼に議論

制度の見直し等の実施

- ・金額要件の見直し(監理技術者設置を要する下請金額、専任を要する請負金額)
- ・技術者の途中交代の運用改善(出産、育児、介護、契約工期が多年に及ぶもの等)
- ・技術検定の見直し(2級学科試験の早期受験(17才)、不正行為に対する罰則の設定等)

第8回(平成28年2月)～第12回(平成28年6月)

基礎ぐい工事問題を踏まえ、
「適正な施工のための技術者の役割等の明確化」
「技術者の処遇・意欲と資質の向上」
について議論

「監理技術者制度運用マニュアル」の改正

- ・元請と下請の技術者の職務の明確化
- ・大規模工事における補助技術者の配置の推奨
- ・技術者による工場製品の適宜合理的な品質管理 等

制度の見直し等の実施 (2級学科試験の年2回化)

「中央建設業審議会・
社会資本整備審議会
産業分科会建設部会
基本問題小委員会」
(平成28年1月～)

中間とりまとめ
(平成28年6月)

第13回(平成28年10月)～第17回(平成29年6月)

制度創設の背景、
現場の施工実態
等の調査

10年後の建設産業のあり方を見据え、
「技術者制度の基本的枠組みの再構築」「不正行為を生じさせない体制づくり」「適正な技術・技能を持った者による施工」「若年齢から活躍できる機会の付与」「働き方改革の推進」
について議論

「建設産業政策会議」
(平成28年10月～)

とりまとめ
(平成29年6月予定)

目的	背景	検討の方向性	具体的方策
建設工事の品質確保 ・建設産業の健全な発展	建設生産システムの変化 ・施工部門の下位下請への移行 ・施工の規格化、工場製品の増加 ・i-Conの進展等、生産性の向上等	①技術者制度の基本的枠組みの再構築	<ul style="list-style-type: none"> 元請と下請の技術者の役割の明確化(「発注者と元請」と「元請と下請、下請と下請」について、明確に分けた制度の構築) 関係者(現場代理人、職長、等)の定義・役割の明確化 元請における施工体制のあり方 下請における施工体制のあり方
	工事の品質に対する信頼性の揺らぎ ・不正事案の発生 ・技術力の低下等	②不正行為を生じさせない体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 技術者個人に対する処分規定の導入、技術者の倫理意識の醸成 登録制度の導入 チェックシステムの厳格な運用、対象拡大 建設生産システムの中で登場する関係企業(商社、工場製品製造者、等)の位置付け等の明確化
	担い手不足 ・高い高齢化率 ・入職者の減少、高い離職率 ・若手技術者の活躍機会の減少 ・働き方の改革等	③適正な技術・技能を持った者(有能な者、分野に相応しい者)による施工	<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者、主任技術者への有資格者の配置の推進(電気通信工事に関する技術検定の創設、主任技術者要件として認定する民間資格の基準整理) 資格取得後も技術研鑽を積ませる仕組みづくり(海外との相互認証含めて) 大規模工事等における特に有能な監理技術者や補助技術者の配置の推奨 有能な主任技術者や職長がいる専門工事業者が評価・選定される環境づくり
	④若年齢から活躍できる機会の付与	④若年齢から活躍できる機会の付与	<ul style="list-style-type: none"> 技術検定制度の見直し (2級学科試験の年2回化、1級学科試験の早期受検化、士補制度の創設、職業訓練受講の実務経験年数への算入) 若手技術者の現場登用機会の創出
	⑤働き方改革(職場環境の改善等)の推進	⑤働き方改革(職場環境の改善等)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 補助技術者配置による監理技術者の負担軽減 提出書類の簡素化 営業所専任技術者のあり方 企業集団に関する技術者の有効活用方法の拡大

技術者制度等の変遷

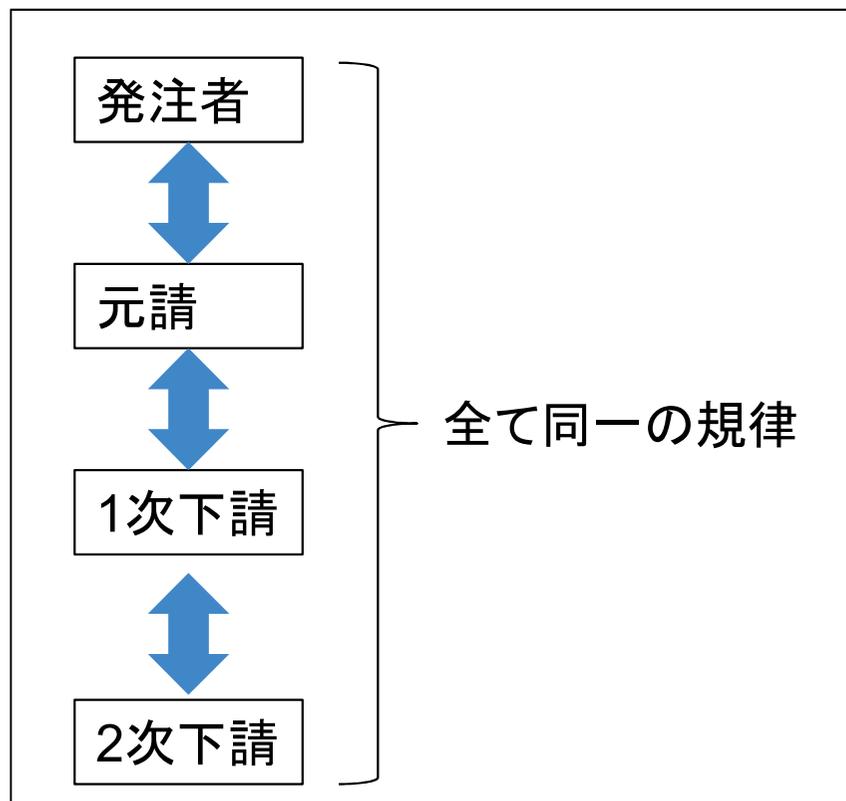
昭和24年 建設業法制定	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(主任技術者)を設置 ・公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの(請負金額が200万円以上のもの)は、専任の主任技術者を設置 ・登録を受けた建設業者は、同一都道府県内にある営業所の一に、主任技術者の要件を満たす技術者を1人以上設置 ・建設工事の当事者間の契約について、一律、請負契約で整理
昭和35年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の要件の一つを「法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者」に改正。 ・施工技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力)の確保の努力義務を追加。 ・施工技術向上のため、技術検定の導入。
昭和36年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の業種について、それまでの22を24種類に拡充するとともに、それ以外のものとして土木一式工事、建築一式工事を追加 ・建設工事の施工にあたり、土木一式工事又は建築一式工事を総合的に施工するものと、各専門分野において施工するものとの二種に区分されている実態に即し、建設業者を総合工事業者と専門工事業者に区分。
昭和46年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・許可制度の採用(それまでは登録制) ・下請保護に関する規定を強化するとともに、下請金額が一定金額以上の工事を元請として受注しようとする場合には、特定建設業の許可を必要とし、下請保護に関する上乗せ義務を規定するとともに、営業所毎に設置する専任の技術者の要件も変更(監理技術者の要件を満たす技術者) ・下請金額が一定金額以上の工事については、より経験・能力の高い監理技術者を設置 ・建設業者の資質の向上、職種別の専門化の促進のため、一式工事業者が専門工事を施工する場合、又は附帯工事を施工する場合、自ら専門の主任技術者要件を満たす者を配置するか、専門工事の許可業者に施工させる。
昭和62年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・指定建設業※の監理技術者は、技術水準が高度で客観的に確認できる国家資格者に限定 ・専任制確保のため、指定建設業に係る公共工事に監理技術者資格者証の導入 ・厳正な試験実施のため、技術検定に指定試験機関制度の導入
平成6年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・一層の適正な施工の確保のため、技術者の職務を明確化(施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督) ・公共工事の適正な施工の確保のため、監理技術者資格者証の交付対象を指定建設業に係る公共工事から公共工事の全業種に拡大 ・監理技術者の資質の向上により適正な施工を確保するため、監理技術者資格者証の交付の要件として監理技術者講習の受講を規定
平成15年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証の交付要件として公益法人が行っていた監理技術者講習を廃止し、公共工事の専任の監理技術者の要件として民間も参入可能な登録監理技術者講習を導入。
平成18年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習の受講を、公共工事に限らず民間工事も含めた専任の監理技術者の要件に拡大。

発注者、元請、下請の規律

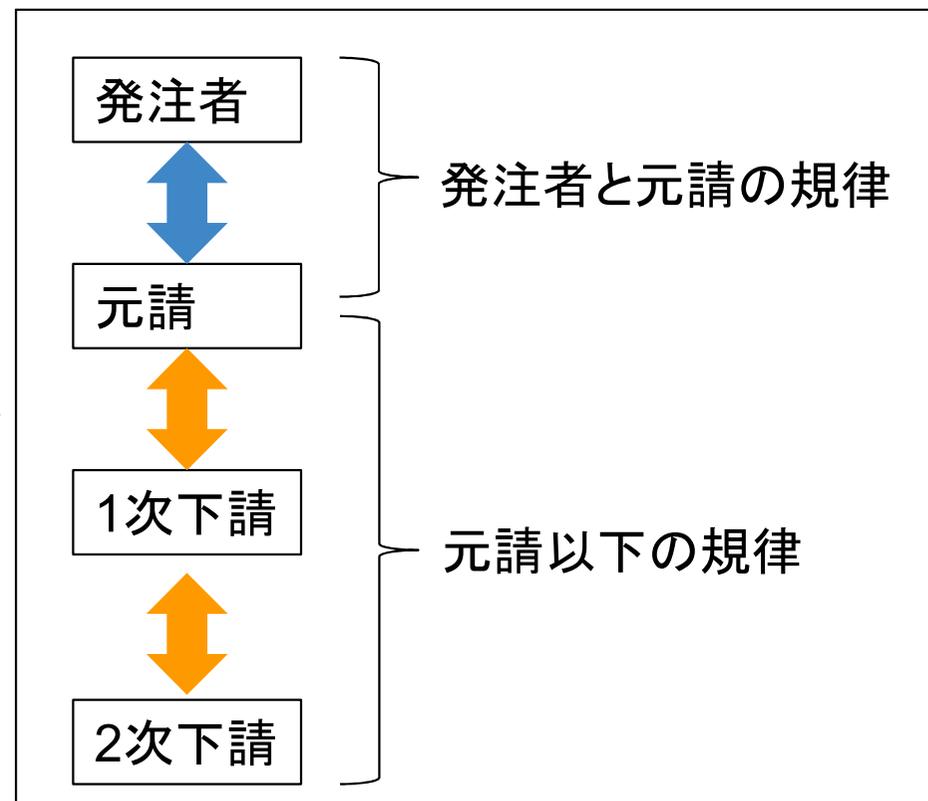
- 建設業法制定当時の契約内容があまりにも片務的であり、近代化を図っていくべきとされた
- 改善の方向として、民法上の請負をそのまま適用することは建設業での請負には合致しないことから、建設業に適した契約(いわば「建設業版の請負契約」)のあり方を構築することとした
- しかしながら、ここでの「建設業版の請負契約」は「発注者と元請」の間を主眼に置かれていたものであり、「元請と下請」や「下請と下請」の間では、さらに形態が異なっていることまではあまり念頭に置かれていなかったものと思われる

○以上の経緯を踏まえると、「発注者と元請」との間の規律と、「元請と下請」「下請と下請」の間の規律について、必ずしも同一の観点で制度設計することは必要無いのではないか

【現状】



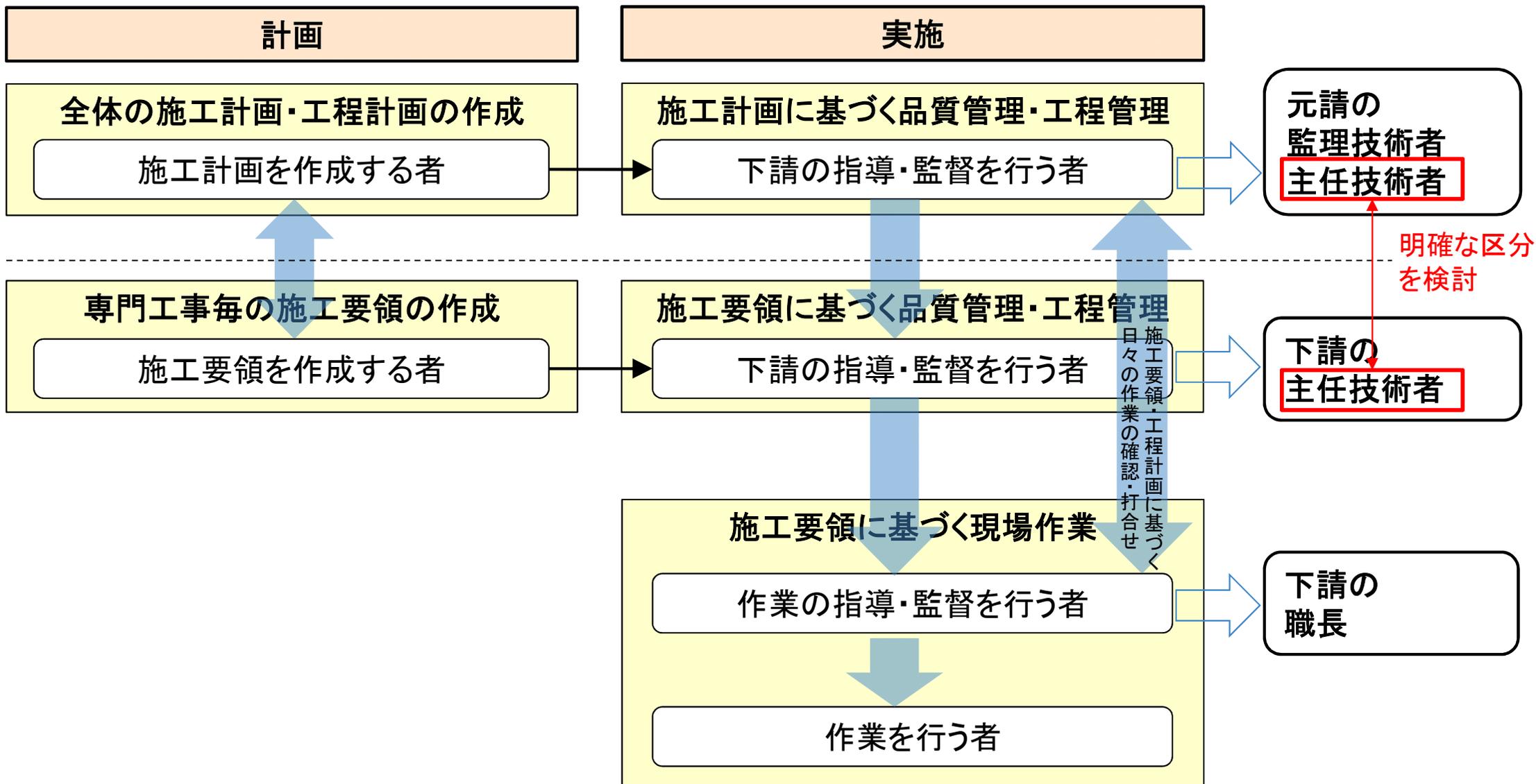
【見直しのイメージ】



元請の監理技術者等、下請の主任技術者、職長の役割

＜建設工事において必要な作業等＞

＜作業等を行う者＞



○適正な施工を確保する上で、元請の監理技術者等、下請の主任技術者、下請の職長の3者がキーパーソンであると考えられるのではないかと。

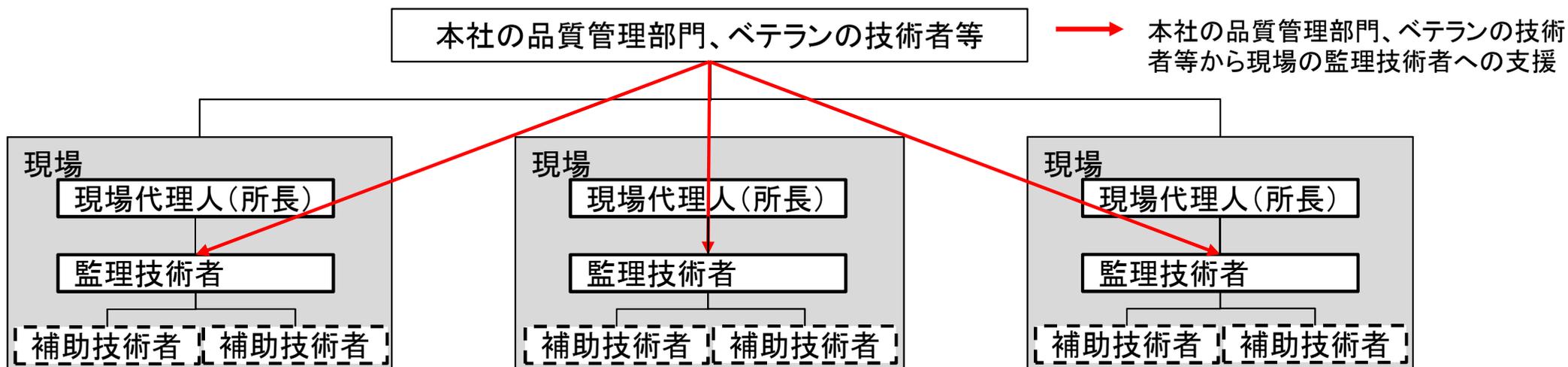
元請の施工体制のあり方

○元請の体制

・現場における技術面の最終判断は監理技術者が行うものの、それだけではなく、本社等からの支援や、現場代理人による指導、補助技術者による業務分担等があいまって、適正な施工が確保されると言えるのではないか。

◇高度な技術的判断を求められる内容が少ない現場では、現場の監理技術者等は要件を満たす若手の技術者を配置する一方、本社の品質管理部門、ベテランの技術者等が現場を巡回して要所で指導することも考えられるのではないか。

◇補助技術者については、1級施工管理技士補(仮称)の活用も考えられるのではないか。



○現場での施工管理技士補(仮称)の活用(第14回検討会での提示内容)

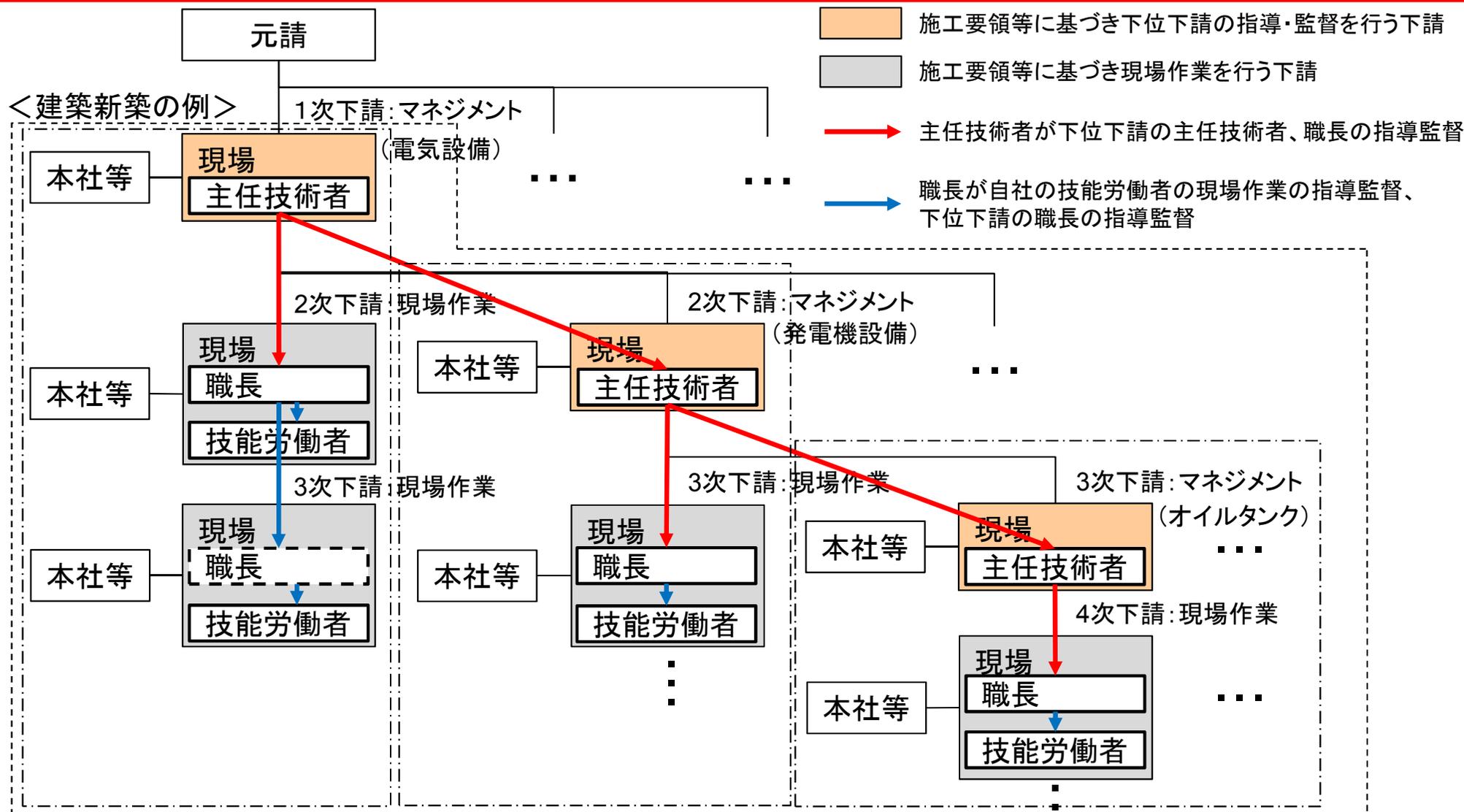
・元請の「補助技術者」として、2級施工管理技士取得者である1級施工管理技士補(仮称)の活用を推奨

	1級		2級	
	技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)	技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)
現場等での活用	監理技術者	2級取得者については、元請の補助技術者として活用を推奨 ※公共工事発注時における配置実績の活用についても今後検討	主任技術者	無し(今後、必要に応じ検討)

下請の施工体制のあり方

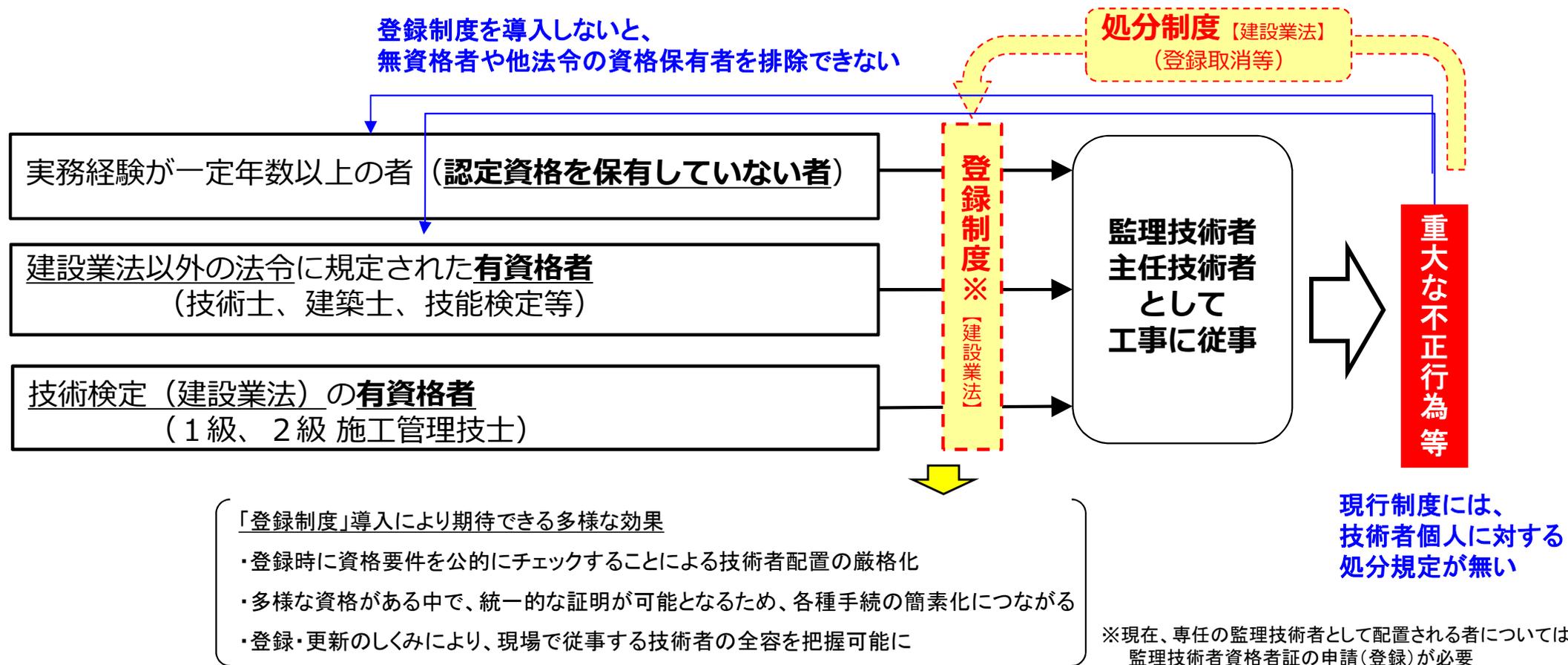
○下請の体制

- ・現状を踏まえれば、施工体制に入っている全ての建設業者に主任技術者の配置を求めることは、必ずしも必要ないとも考えることもできるのではないか。
- ・個々の下請会社単位でなくても、**当該専門工事に関わる下請のチームの中で、適正な能力を持った主任技術者、職長が配置されることによって、適正な施工が確保される**と言えるのではないか。



技術者の登録制度の導入

- 近年、建設工事における施工不良事案が度々発生しているなか、技術者個人の不正行為が確認されるケースもあるが、現行制度においては、こうした技術者に対する処分を行う規定は設けられておらず、技術者個人に対して厳正な処分が行えるしくみを構築すべき
- 一方、現行制度では配置技術者としての要件を公的に審査・登録する制度（以下、「登録制度」という）が無いため、処分規定を設けたとしても、建設業法に基づく技術検定以外の資格保有者への処分が困難であるという課題がある。このため、処分規定の導入に向け、まずは技術者についての登録制を導入する方向で具体的に検討を進める
- 登録制度の導入により、技術者個人の不正に対する厳格な処分が可能となるほか、個人の要件証明や適切な技術者の配置促進、各種手続の効率化も期待できる



※建設生産システムの現状や各種制度の見直し検討を踏まえて段階的に導入するなど、引き続き慎重な検討が必要

監理技術者・主任技術者への有資格者の配置の推進

【課題・背景】

- 今後、技術者数の確保とともに適正な技術を持った技術者による適正施工が求められている。
- 実務経験は、技術者の転職等により確認が困難となるケースがある。

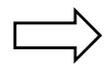
【参考】21世紀への建設産業ビジョン(昭和61年2月 建設産業ビジョン研究会)

(許可基準の適正化)

- ・専任技術者の配置は、本来技術力を商品とする建設業において最も重視されるべき要件であるが、**現行の技術者要件は、実務経験から各種の国家資格まで多様なものが認められており、申請者の自己証明書に頼らざるを得ない場合があるなどの問題がある。**このため建設技術の高度化に対応するとともに、市場における適正な企業評価を確保し、更には許可審査の的確化、厳正化を図るという観点から、**一定の国家資格のみに限定する方向も検討すべきである。**

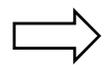
【検討の方向性】

- 監理技術者は、できる限り、技術検定等の国家資格を有する者とすべき



早期の対応が必要な電気通信工事について、新たな国家資格(技術検定)の創設について、「電気通信工事に係る施工管理技術検定に関する検討会」において検討

- 主任技術者も、できる限り、資格を有する者とすべきであり、民間資格も含めて調整



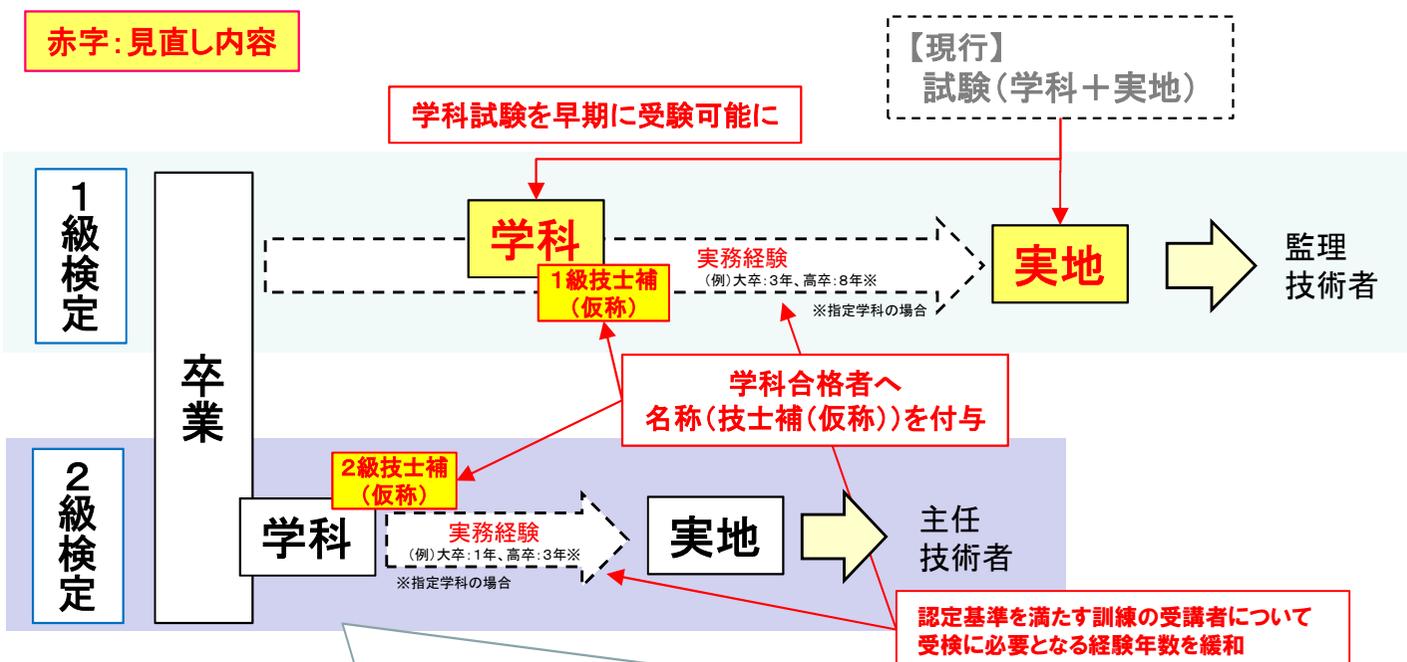
民間資格の認定を進めるにあたって基本となる考え方を整理
上記の考え方に照らし合わせ、一例として、高度な技能を有する「登録基幹技能者」について認定

技術検定制度の見直し

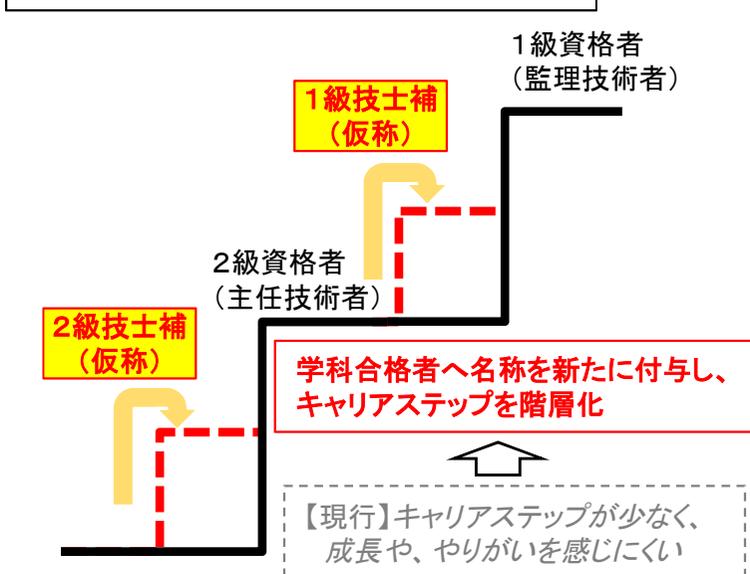
- 技術検定制度は、年間約20万人が受検し、資格保有者が施工管理の現場で活躍しているところであるが、入職者の減少等の背景から、受検者の減少傾向や高齢化が進んでいる
- より一層の資格取得年齢の早期化や受験者数を拡大する観点から、1級の学科試験について、2級試験と同様に学科試験と実地試験を分離し、学科試験のみの受験を可能とするとともに、職業訓練受講者に対する要件の緩和や、学科合格者に対する称号(〇〇技士補(仮称))の付与によって、受験意欲の醸成やキャリアステップの階層化による若手技術者の技術力の向上を促進する

技術検定制度の見直しイメージ

赤字: 見直し内容



目指す建設技術者のキャリアイメージ



若年層の受験促進の取組(2級検定)

上記に加え、若年層の受験促進のため、2級試験の早期受験化や試験の年2回実施等を実施

